

見 積 結 果

件 名 令和 7 年度 岩沼市上下水道事業公営企業会計システム更新業務

税抜 単位：(円)

番号	会 社 名	第 1 回		第 2 回		第 3 回		備 考
		順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	
1	株式会社N J S 仙台事務所		¥4, 270, 000					決定
2								
3								
4								
5								

1. 見積日時 令和 7年 6月20日 午後02時30分
2. 見積徴取場所 旧食堂（議会棟 1 階）
3. 予定価格 4, 270, 000 円（税抜き）

契 約 内 容

1. 履行場所 岩沼市桜一丁目 6 番 2 0 号 地内 外
2. 業務種別 業務委託
3. 業務概要 水道事業会計、下水道事業会計及び特定公共下水道事業会計に係る日常経理等にあたり株式会社ぎょうせい製ソフト「公営企業会計システム」を使用しているが、同システムの契約期間が令和7年9月末までで終了することから、既存システムの更新または新たなシステムの導入をする必要があるため。
4. 履行期間 令和 7 年 6 月 26 日 から
令和 7 年 9 月 30 日 まで
5. 契約金額 4, 697, 000 円（税込み）
6. 契約先 株式会社N J S 仙台事務所
7. 契約先住所 宮城県 仙台市青葉区 二日町 9 番 7 号
8. 指名理由 公募型プロポーザルにより、受託候補者となったことから 1 者の見積りによる随意契約とする。
9. 契約方法 随意契約

発注担当課：上下水道部 上下水道経営課

見 積 結 果

件 名 令和 7 ～ 令和 1 2 年度 岩沼市上下水道事業公営企業会計システム運用保守業務

税抜 単位：(円)

番号	会 社 名	第 1 回		第 2 回		第 3 回		備 考
		順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	
1	株式会社N J S 仙台事務所		¥22, 030, 000					決定
2								
3								
4								
5								

1. 見積日時 令和 7年 6月20日 午後02時45分
2. 見積徴取場所 旧食堂（議会棟 1 階）
3. 予定価格 22, 030, 000 円（税抜き）

契 約 内 容

1. 履行場所 岩沼市桜一丁目 6 番 2 0 号 地内 外
2. 業務種別 業務委託
3. 業務概要 水道事業会計、下水道事業会計及び特定公共下水道事業会計に係る日常経理等にあたり株式会社ぎょうせい製ソフト「公営企業会計システム」を使用しているが、同システムの契約期間が令和7年9月末までで終了することから、既存システムの更新または新たなシステムの導入後に運用保守を行う必要があるため。
4. 履行期間 令和 7 年 10 月 1 日 から
令和 12 年 9 月 30 日 まで
5. 契約金額 24, 233, 000 円（税込み）
6. 契約先 株式会社N J S 仙台事務所
7. 契約先住所 宮城県 仙台市青葉区 二日町 9 番 7 号
8. 指名理由 公募型プロポーザルにより、受託候補者となったことから 1 者の見積りによる随意契約とする。
9. 契約方法 随意契約

発注担当課：上下水道部 上下水道経営課

見 積 結 果

件 名 令和 7 年度 参議院議員通常選挙公営ポスター掲示場設置及び撤去業務

税抜 単位：(円)

番号	会 社 名	第 1 回		第 2 回		第 3 回		備 考
		順位	金 額	順位	金 額	順位	金 額	
1	岩沼市建設職組合		¥2, 426, 613		¥2, 390, 000			決定
2								
3								
4								
5								

1. 見積日時 令和 7年 6月20日 午後03時00分
2. 見積徴取場所 旧食堂（議会棟 1 階）
3. 予定価格 2, 426, 000 円（税抜き）

契 約 内 容

1. 履行場所 岩沼市内全域
2. 業務種別 業務委託
3. 業務概要 公営ポスター掲示場設置及び撤去 126か所
(内訳)
東部地区 26か所
中央地区 54か所
西部地区 46か所
4. 履行期間 令和 7 年 6 月 24 日 から
令和 7 年 8 月 29 日 まで
5. 契約金額 2, 629, 000 円（税込み）
6. 契約先 岩沼市建設職組合
7. 契約先住所 岩沼市 中央二丁目 5－2 5
8. 指名理由 本業務は、参議院議員通常選挙に係る公営ポスター掲示場を市内全域（1 2 6 か所）に設置するもので、公示日までに設置し、選挙終了後は直ちに撤去する必要がある。
ポスター掲示場の設置に当たってはポスター掲示板の作成が必要であるが、公示日までの期間が短いため、競争入札により契約手続を行った場合、当該掲示板の作成期間を確保することが困難となる。内申業者は、これまでも公営ポスター掲示場の設置及び撤去業務を受注しており、業務履行上の経験、知識等を有している。
以上のことから、根拠法令に基づき、1 者の見積りによる随意契約とする。
9. 契約方法 随意契約

発注担当課：選挙管理委員会事務局